五　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

第九十七条第二項第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十八　削除

第百三条第一項第九号中「第九十五条第五項」を「第九十五条第六項」に改める。

附　則

この命令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

省　令

○財務省令第六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第六十九条の五並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二条第五項、第十一条の五第一項、第十八条の四第一項第三号及び第二項、第十八条の七第三項、第十八条の九第三項、第二十一条並びに第二十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月一日　　財務大臣　菅　**直**人

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（外国為替に関する省令の一部改正）

第一条　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六条の見出し中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加え、同条第一項中「銀行等」の下に「又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第七条第一項中「第十七条の二第二項の規定により法第十七条」を「第十七条の二第二項（法第十七条の三において準用する場合を含む。）の規定により法第十七条（法第十七条の三において準用する場合を含む。）」に改め、「行つた銀行等」の下に「又は資金移動業者」を、「又は当該銀行等」の下に「若しくは資金移動業者」を、「当該銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加え、同条第二項中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第八条第一項中「第八条の六」を「第八条の四」に改め、同項第一号チ中「（法第十八条の三第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号に次のように加える。

リ　令第十一条の五第一項第二号から第七号までに掲げる行為のうち、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第三十五号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が当該クレジットカード等に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第八条第一項第三号イに掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等の本人確認（チに規定する方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該本人確認について本人確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする金融機関等と当該クレジットカード等を交付し、又は付与した者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

第八条第一項第三号ニ中「第一号チ」の下に「又はリ」を加え、同条第六項中「（平成二十年政令第二十号）」及び「（平成十九年法律第二十二号）」を削る。

第八条の二各号列記以外の部分中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加え、同条第二号中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を、「各号」の下に「又は犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十一条第一項各号」を加え、同条第三号及び第四号中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第八条の二の二第一号中「法第十八条第一項に規定する」を削り、「法第二十二条の三に規定する両替」を「両替（法第二十二条の三に規定する両替をいう。第十二条の七において同じ。）」に改める。

第八条の六を次のように改める。

第八条の六　削除

第十二条の三第七号中「取引」を「行為」に改め、同条第九号を次のように改める。

九　令第十一条の五第一項第二号又は第三号に掲げる行為のうち、次に掲げるもの

イ　金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定

ロ　資金決済に関する法律第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定

ハ　資金決済に関する法律第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定

第十二条の五を次のように改める。

第十二条の五　削除

第十二条の七中「第八条、第八条の三、第八条の四、第八条の六、第八条の七、第十二条の四及び」を削り、「本邦において」の下に「法第二十二条の三に規定する」を加え、「（法第二十二条の三に規定する両替業務をいう。）」を削る。

第二十七条第二号中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

別紙様式第二及び第五から第十四までの規定中「銀行等」の次に「又は資金移動業者」を加える。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第二条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号ハ中「同じ。）」の下に「又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）」を、「にある銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加え、同号ニ中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第二条の見出し及び同条第一項中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第三条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加え、同条第四項中「若しくは」を「又は」に改め、「銀行等」の下に「又は資金移動業者」を加える。

第十四条第一項中「（第六号に掲げる様式による報告書にあっては翌月十日）」を削り、同項第六号を次のように改める。

六　削除

第十四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第三十三条中「第二十五条から第三十二条」を「第二十六条から前条」に改める。

第三十五条第二号中「、第三号及び第六号」を「及び第三号」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改める。